木更津市の「子どもの貧困」をみえる化

日本の子どもの貧困率は 2012 年の時点で 16.3%と過去最高を更新

これは、6人に1人という割合

世代間連鎖のない社会をめざいて 木更津市の現状を調べてみまいた

◆ 子どもの貧困率とは

下(貧困ライン)の経済状況で暮らして「得」の半分の額のこと。 いる子どもの割合。

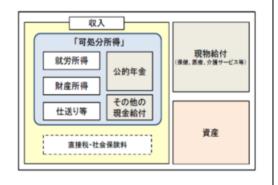
◆ 貧困ラインとは

ざっくり言うと、平均的な人の半分以一「可処分所得が真ん中の順位の人の所

貧困ラインを下回っている人の割合 を、相対的貧困率というが、その国の 所得格差を表している。

◆ 可処分所得とは

収入から直接税・社会保険料を差し 引いたもの



もくじ 木更津市の貧困ラインに満たない子どもの数 P. 2 児童扶養手当受給者からみたひとり親家庭の貧困 児童扶養手当受給者からみたひとり親家庭の 10 年間 児童扶養手当受給者の10年間の推移からみた母子世帯 児童扶養手当受給者からみた母子世帯の状況 P. 4 児童扶養手当受給者のひとり親家庭の理由別 P. 5 木更津市における児童相談の状況 母子保健からみる「健診を受けていない子ども」 保育園の保育料算定からみる P. 8 臨時福祉給付金からみる非課税世帯の人数 P. 9 木更津市の生活保護を受けている実人数 生活保護の申請 P 10 経済的に困難な世帯の子どもに就学援助 特別支援教育就学奨励費 P 11 P. 12 生活保護世帯の生徒の進学率 2010年に高校の授業料無償化になった背景 P. 13 高校の修学支援金を所得により支給 私立高校等の授業料減免のための補助の現状 P 14 参考 P 15 ・「生活困窮者自立支援制度について」より抜粋

「子どもの貧困対策に関する大綱」より抜粋

A) 木更津市の貧困ライン以下の子どもの数

貧困ライン以下	世帯数	扶養されている 子どもの数
	870 世帯	1338人

平成 27 年度課税台帳(H27年10月4日時点)より抽出 子どもの数は市県民税申告をした非課税世帯を含む。 ただし、所得不明の未申告者や生活保護世帯は含まな い。



子どもの全体数 21821 人。貧困ライン以下の家庭の子どもは 1338 人。

所得未申告者の中にも、貧困ラインの家庭はあるかもしれない。



ひとり親家庭で、貧困ラインに満たない世帯 の占める割合は?

⇒児童扶養手当を調べてみる。

◆ 児童扶養手当

父又は母と生計を同じくしていない児童が育成される 家庭(ひとり親家庭等)の生活の安定と自立を助け、 児童の福祉増進を図ることを目的として支給される手 当

P 16

B) 児童扶養手当受給者からみたひとり親家庭の貧困

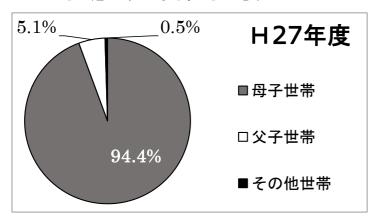
H27 年 10 月 9 日現在の児童扶養手当受給者のうち H27 年度の貧困ライン以下(所得額が 121 万円未満) の受給者および児童数を調べました。

児童扶養手当受給者からみたひとり親家庭で			
H27 年度の所得額が 121 万円未満			
児童扶養手当受給者 580 人			
児童数 903 人			



児童扶養手当受給者の中で、H27年度の所得額 が貧困ライン以下は580人 子どもの数903 人。

ひとり親家庭といっても、母子世帯、父子世帯、 その他世帯がある。 その比率は?



C) 児童扶養手当受給者からみたひとり親家庭の 10 年間

年	母子	父子	養育者	合計	増減	前年比
H18	916		6	922		
H19	915		7	922	0	100.0%
H20	895		6	901	Δ 21	97.7%
H21	914		3	917	16	101.8%
H22	929	15	2	946	29	103.2%
H23	918	39	3	960	14	101.5%
H24	904	42	2	948	Δ 12	98.8%
H25	909	45	1	955	7	100.7%
H26	926	44	1	971	16	101.7%
H27	973	53	5	1,031	60	106.2%

※各年9月1日に算出。

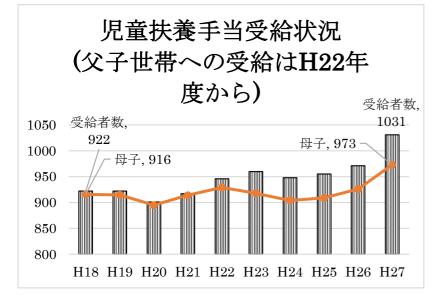
D) 児童扶養手当受給者の 10 年間の推移からみた 母子世帯の状況

年	人口	世帯数	児童	童扶養手当	を受給
+	(日本人)	匠 市 致	母子	人口比率	世帯比率
H18	124,199	50,292	916	0.74%	1.82%
H27	131,962	58,087	973	0.74%	1.68%

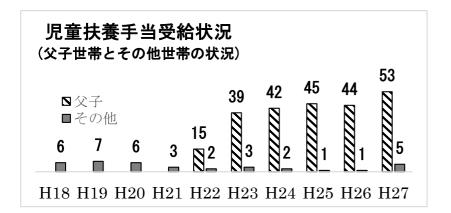
※人口、世帯数は、住民基本台帳人口で、各年9月1日現在。 ※H18年の住民基本台帳人口には外国人は含まれず、比較のため、日本人のみのデータで算出

※母子世帯は各年9月1日現在。

E) 児童扶養手当受給者からみた母子世帯の状況



◆ 受給者総数は、年々増加傾向



F)児童扶養手当受給者のひとり親家庭の理由別

各年8月現在 福祉行政報告例(木更津市子育て支援課)





(その他世帯には、その他理由も含まれる) 生別離婚と未婚が全体の96%を占める。 ◆ 児童扶養手当額は、物価スライドにより変更されることがある。平成27年4月からは以下のとおり。



- 全額支給…月額 42,000,円
- 一部支給…月額 41,990 円から 9,910 円 (所得に応じて設定)

所得により手当額の一部が支給停止(減少)。



児童が 2 人以上いる場合の児童扶養手当は?

⇒加算額は、2 人目 5,000 円、3 人目以降 1 人につき 3,000 円

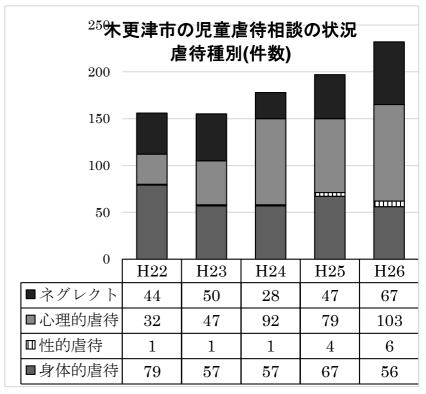


子どもを育てるのに、この加算額では、子 どもの成長とともに、経済的に困難な状態 はより増すと考えられる。

児童虐待の主な理由に、経済的理由が多い と言われている。木更津市において虐待に 関する児童相談の状況を調べてみる。

G) 木更津市における児童相談の状況 (H27.3 月末:現在)

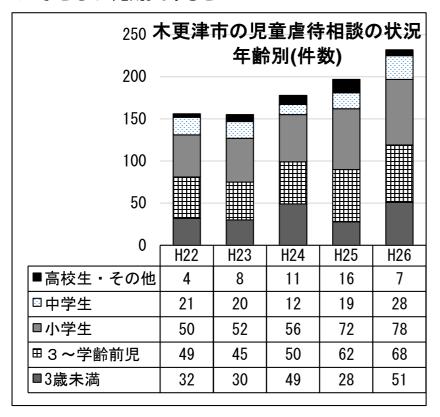
◆ 虐待の種類別でみると





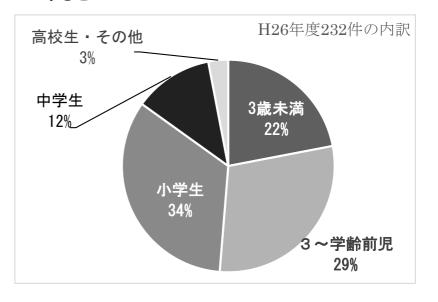
(上グラフ)木更津市が受けた児童虐待の相談 の内訳をみると、年々増加しており、ネグレク トと心理的虐待が増えている。

◆ 子どもの年齢別でみると



(上グラフ)年々児童虐待相談は増えている。しかし、児童虐待が増えたのではなく、水面下だった児童虐待の通告や相談をすることが増えたのである。児童虐待防止の啓発が進んてきたと解釈する。

◆ H26 年度 232 件の児童虐待相談を子どもの年齢別で みると





H26 年度でみると、児童虐待相談 232 件のうち、小学校以下の子どもが 85%である。

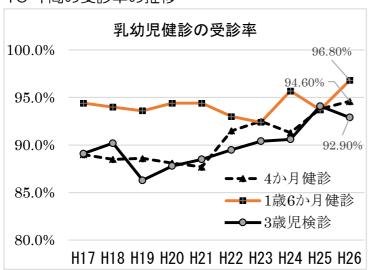
H) 母子保健からみる「健診を受けていない子ども」

平成26年度の出生数	1,051 人		
新生児訪問	976人	92.80%	
産婦訪問	974人	92.60%	

◆ 医療機関に委託する乳児健診 (H26 データ)

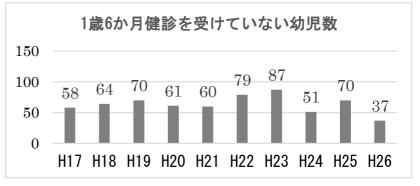
対象者	受診者	受診率(%)
5~8ヶ月	856件	81.40%
9~11ヶ月	815件	77.50%

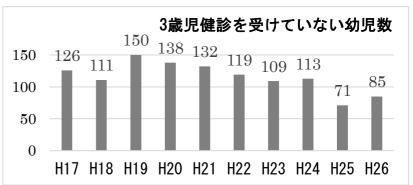
10年間の受診率の推移



◆ 健診を受けていない子どもの数







)保育園の保育料の算定

徴収金基準額(月額)表 ※各月初日の在籍保育園児の属する世帯の階層区分

階層区分	定義		3歳未満児		3歳児		4歳以上児	
		保育時間⇒	標準時間	短時間	標準時間	短時間	標準時間	短時間
	免除	生活保護法による被保護世帯(単給世帯を含む。)及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯	0	0	0	0	0	0
第2単独世帯		 市町村民税非課税世帯	0	0	0	0	0	0
第2			7,800	7,800	5,800	5,800	5,800	5,800
第3単独世帯		 均等割課税世帯	15,000	14,800	13,000	12,800	13,000	12,800
第3	保育料 減免	はより	16,000	15,800	14,000	13,800	14,000	13,800
第4単独世帯		 所得割額が 48,600 円未満の世帯	16,000	15,800	14,000	13,800	14,000	13,800
第4			17,000	16,800	15,000	14,800	15,000	14,800
第5	所得割額が 48,600 円以上 72,800 円未満の世帯		25,000	24,700	23,000	22,700	23,000	22,700
第6	所得割額が 72,800 円以上 97,000 円未満の世帯		27,000	26,700	25,000	24,700	25,000	24,700
第7	所得割額	所得割額が 97,000 円以上 121,000 円未満の世帯		36,600	30,000	29,700	26,000	25,700
第8	所得割額が 121,000 円以上 145,000 円未満の世帯		40,000	39,600	33,000	32,600	27,000	26,700
第9	所得割額が 145,000 円以上 169,000 円未満の世帯		42,000	41,500				
第 10	所得割額が 169,000 円以上 213,000 円未満の世帯		55,000	54,400				
第 1 1	所得割額が 213,000 円以上 301,000 円未満の世帯		57,000	56,400				
第 12	所得割額	が 301,000 円以上の世帯	67,000	65,600				

- ・保育園もしくは幼稚園に子供が2人同時に入園している場合は、第2子は、本来かかるべき保育料の半額。
- ・3人同時に入園している場合は、第2子は本来かかるべき額の半額、第3子は無料。
- ・第2子の保育料は、第1子の半額ではない。
- ・保育料は、公立も私立も一緒。

J) 臨時福祉給付金からみる非課税世帯の人数

H27 年度想定人数 19,015 人申請者数(10 月末現在) 10,778 人



子どもがいる場合、いない場合がある。また、一世帯に該当する市民が複数いる場合もあり、世帯数はわからない。

◆ 臨時福祉給付金

平成 26 年4月の消費税率の引上げによる影響を緩和するため、低所得者に対して、制度的な対応を行うまでの間の、暫定的・臨時的な措置として支給。 平成 27 年度分の市民税(均等割)が課税されていない市民に申請書を送付した。

申請期間 8月17日からH28年2月1日



低所得者には、非課税世帯の他に、生活保護を 受けている世帯もある。では、生活保護世帯の 現状は?

⇒生活保護を調べてみる。

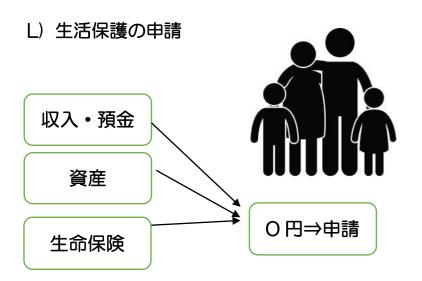
K) 木更津市の生活保護を受けている実人数

	H26 年度	H27年度
人口(住民基本台帳 各年4月1日現在)	132,246人	133,049人
17歳以下の人口	21,808人	21,805人
被保護者実人数 (保護停止中を除く)	1,653人	1,659人
保護率	1.25%	1.247%
被保護者子どもの人数	164人	163人
17 歳以下の子どもの 保護受給割合	0.752%	0.748%





この 10 年間で、10 歳以上は 1.6 倍に増加





生活保護申請の条件をみると、何もなくなる まで、何ら相談支援の手立てがないように受 ける。生活保護になるまで、ただ待つだけなの だろうか。



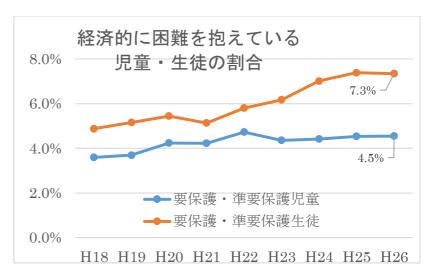
生活保護になる前段階での相談・支援を行うことで、社会参加や自立意欲が高まり、就労へのきっかけができる。



生活保護世帯だけでなく、経済的に困難な家庭の子どもへの支援は?

⇒準要保護制度を調べる。

M) 経済的に困難な世帯の子どもに就学援助





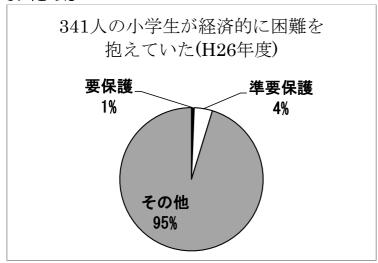
児童より生徒の比率が増加傾向

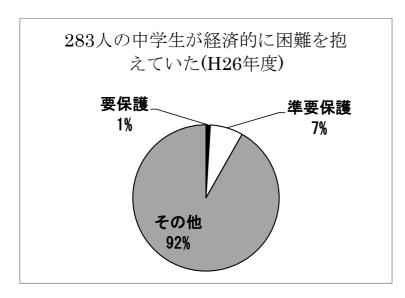
◆ 準要保護制度

生活保護世帯の児童生徒は、明らかに保護が必要です。 生活保護世帯ではないけれど、それに<u>準ずるほど</u>、経済的に生活が困難な世帯の児童生徒への就学援助をする制度。

- 学用品費 通学用品費 校外活動費 学校給食費
- 医療費(学校保健安全法で定められた病気のみ)
- 修学旅行費 新入学用品費
- ◆ 準ずる場合とは…生活保護基準の 1.3 倍以下の場合

◆ H26 年度の児童生徒数に対して経済的に困難を抱えていたのは





N) 特別支援教育就学奨励費

◆ 障害のある幼児児童生徒が特別支援学校や小学校・中学校の特別支援学級等で学ぶ際に、保護者が負担する教育関係経費について、家庭の経済状況等に応じ、国及び地方公共団体が補助するしくみ。

県立特別支援学校は、県の所管。 特別支援学級は、木更津市が所管。

- · 通学費 · 給食費 · 教科書費 · 学用品費
- ·修学旅行費·寄宿舎日用品費·寝具費
- ・寄宿舎からの帰省費



国は、平成25年度より、通常の学級で学ぶ児童生徒(学校教育法施行令第22条の3に定める障害の程度に該当)についても補助対象に拡充。

◆ 木更津市の特別支援教育就学奨励費の状況

	学用品等扶助	給食費扶助
H25	114人	113人
H26	118人	118人

〇) 生活保護世帯の生徒の進学率

進学しても、経済的に困難だと、中退したり、定時制や通信制高校に転校する場合もあります。

高校中退と卒業では、生涯賃金に差があるので、貧困 の連鎖を防ぐには、卒業に導くことが重要なポイント です。



生活保護世帯の生活の相談には、ケースワーカーが担当する。子どもの進学状況もそのひとつ。 寄り添った支援が卒業へと導くことができる。



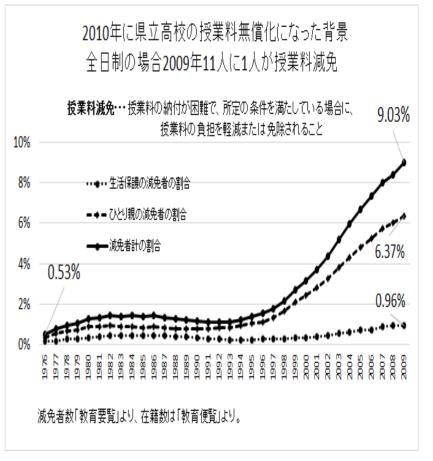
では、生活保護世帯ではないけれど、経済的に 困難を抱えている生徒の場合はどうだろうか。 公立高校・私立高校に在籍する生徒の世帯に対 し、千葉県の経済的支援は?

P) 2010年に高校の授業料無償化になった背景



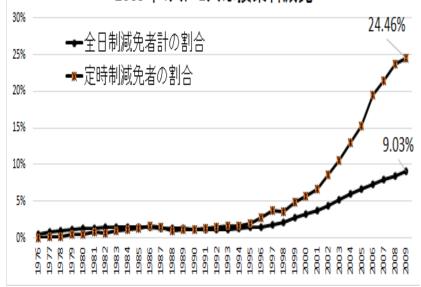
それは、2009年の実態。

- ・県立高校全日制 11 人に 1 人が授業料減免
- ・授業料減免が全日制 9.03%定時制 24.5%に もなったから(グラフ参照)



2010年に県立高校の授業料無償化になった背景 定時制では、

2009年4人に1人は授業料減免





公立高等学校を H25 年度から引き続き在学の生徒は原則授業料不徴収。平成 26 年度以降の入学者は新制度の適用。新制度とは?

⇒授業料負担。ただし、保護者(親権者)の「市 民税所得割額」によって、世帯に「就学支援金」 を支給。支給される就学支援金は、生徒が支払う べき授業料に充てる。

Q) 高校の就学支援金を所得により支給



私立 61.9% 公立 80.3%が授業料免除、 あるいは授業料減免

H26年7月認定までで集計

市立合計	2398	1820	75.2%	
公立通信制	187	81	43.3%	
公立定時制	1023	913	89.2%	
公立全日制	32171	25912	80.5%	
私立合計	17699	10959	61.9%	
私立通信制	1215	947	77.9%	
私立全日制	18484	10012	60.7%	
学校種	在籍生徒数	認定者数	生徒数に 対する%	
W1+1=	7/1 現在	受給資格者		

在籍生徒数…通信制は、既卒者等を除く就学支援金生徒の 対象となる生徒

R) 私立高校等の授業料減免のための補助の現状

授業料	H25 年度	H26 年度
全額補助	5432人	5587人
2/3 補助	4562人	6054人

補助対象

- 生活保護世帯(年収250万円未満程度)
- 市民税所得割 51300 円未満
- 市民税所得割 175500 円以下
- 罹災世帯
- ・その他闲窮世帯(家計急変世帯



◆ 私立高校等の入学金軽減のための補助

	H25 年度	H26 年度
対象者	1589人	1858人



年々増加傾向

補助対象

- 生活保護世帯(年収 250 万円未満程度)
- 市民税所得割 51300 円未満(年収 350 万円未満程度)

参考文献および出典

文科省 H25 年度就学援助実施状況及び H26 年度実施予算額等調査 木更津市のデータ

福祉部(社会福祉課・子育て支援課)

市民部(健康推進課·市民税課)教育部(学校教育課)

千葉の子どもを幸せにする教育タウンミーティング 2014.5 資料 「生活困窮者自立支援制度について」より抜粋 厚生労働省 「子どもの貧困対策に関する大綱」より抜粋 内閣府

新たな生活困窮者自立支援制度 居住確保支援 再就職のために ◆住居確保給付金の支給 包括的な相談支援 居住の確保が ・就職活動を支えるため家賃費用を有期で給付 必要な者 ◆自立相談支援事業 就労支援 〈対個人〉 ◆就労準備支援事業 ・訪問支援等(アウトリーチ)も含め、 就労に向けた準備 一般就労に向けた日常生活自立・社会自立・就労自立のための訓練 が必要な者 生活保護に至る前の段階から早 なお一般就労が困難な者 期に支援 柔軟な働き方を ◆認定就労訓練事業(いわゆる「中間的就労」) 本 必要とする者 ・生活と就労に関する支援員を配 ・直ちに一般就労が困難な者に対する支援付きの就労の場の育 成(社会福祉法人等の自主事業について都道府県等が認定する制度) 置し、ワンストップ型の相談窓口 の 就労に向けた準備 状況 により、情報とサービスの拠点と が一定程度 ◇生活保護受給者等就労自立促進事業 して機能 整っている者 一般就労に向けた自治体とハローワークによる一体的な支援 1= 応じ 一人ひとりの状況に応じ自立に 緊急的な支援 ◆一時生活支援事業 向けた支援計画(自立支援計 た支援 緊急に衣食住の ・住居喪失者に対し一定期間、衣食住等の日常生活に必要な支援 画)を作成 確保が必要な者 を提供 家計再建支援 〈対地域〉 ◆家計相談支援事業 ・地域ネットワークの強化・社会資 ・家計の状況を「見える化」し、利用者の家計管理の意欲を引き出す 家計から生活 源の開発など地域づくりも担う 相談支援(貸付のあっせん等を含む) 再建を考える者 子ども支援 基本は、自立に向けた人的支援を ◆子どもの学習支援事業 包括的に提供 貧困の連鎖 生活保護世帯の子どもを含む生活困窮世帯の子どもに対する の防止 学習支援や居場所づくり、養育に関する保護者への助言 ※ 右記は、法に規定する支援(◆)を中心 その他の支援 に記載しているが、これ以外に様々な支援 ◇関係機関・他制度による支援 (◇)があることに留意 ◇民生委員・自治会・ボランティアなどインフォーマルな支援 10

子供の貧困対策に関する大綱について (平成26年8月29日閣議決定)

目的・理念

- 子供の将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、また、貧困が世代を超えて連鎖することのないよう、必要な環境整備と 教育の機会均等を図る。
- 全ての子供たちが夢と希望を持って成長していける社会の実現を目指し、子供の貧困対策を総合的に推進する。

基本的な方針

- 貧困の世代間連鎖の解消と 積極的な人材育成を目指す。
- O 第一に子供に視点を置いて、 切れ目のない施策の実施等に 配慮する。
- 子供の貧困の実態を踏まえ て対策を推進する。

など、10の基本的な方針

子供の貧困に関する指標

- 生活保護世帯に属する子供の 高等学校等進学率 90.8%
- 〇 スクールソーシャルワーカーの
- 配置人数 1,008人 (平成25年度) 〇 ひとり親家庭の親の就業率
 - 母子家庭の就業率:80.6%(正規39.4% 非正規47.4%)
 - ・父子家庭の就業率:91.3%
- (正規67.2% 非正規 8.0%) 〇 子供の貧困率 16.3% (平成24年)

など、25の指標

指標の改善に向けた当面の重点施策

<教育の支援>

〇学校をプラットフォームとした子供の貧困対策の推進

- ・きめ細かな学習指導による学力保障
- ・スクールソーシャルワーカーの配置充実

○教育費負担の軽減

- 幼児教育の無償化に向けた段階的取組
- ・高校生等奨学給付金等による経済的負担の経滅
- ・大学等奨学金事業における無利子奨学金の充実、より柔軟な『所得連動返還型奨学金制度』の導入
- ○貧困の連鎖を防止するための学習支援の推進 ○学習が遅れがちな中学生を対象とした学習支援

など

- <保護者に対する就労の支援>
- Oひとり親家庭の親の就業支援
- ・就業支援専門員の配置による支援等
- 〇生活困窮者や生活保護受給者への就労支援
- 〇保護者の学び直しの支援
- 〇在宅就業に関する支援の推進
- <子供の貧困に関する調査研究等>
- 〇子供の貧困の実態把握
- 〇子供の貧困に関する新たな指標の開発
- 〇子供の貧困対策に関する情報の収集・蓄積、提供

<生活の支援>

- 〇保護者の生活支援
- 保護者の自立支援
- 〇子供の生活支援
- 児童養護施股等を退所した子供のアフターケアの 推進、子供の居場所づくりに関する支援等
- O関係機関が連携した支援体制の整備
 - 生活因窮者自立支援制度の自立相談支援機関、 児童福祉関係者、教育委員会等の関係機関が 連携してネットワークを構築
- 〇支援する人員の確保
- 社会的養護施股の体制整備、相談職員の資質 向上等

の <経済的支援>

- 〇児童扶養手当と公的年金の併給調整見直し
- Oひとり親家庭の支援施策に関する調査研究
- 〇母子福祉資金貸付金等の父子家庭への拡大
- ○養育費の確保に関する支援

など

<施策の推進体制等>

- ○対策会議を中心とする政府一体となった取組
- 〇地域の実情を踏まえた自治体の取組の支援
- 〇官公民の連携プロジェクト・国民運動の展開 など

全ての

子供たちが

夢と希望を

持って成長していける

社会の

実現